

運営規程

(指定地域密着型通所介護)
(1号通所事業)

デイサービスセンター清鈴園

デイサービスセンター清鈴園運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団が設置経営するデイサービスセンター清鈴園（以下「事業所」という。）が行う、指定地域密着型通所介護及び1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従事者」という。）が、要介護利用者及び要支援利用者、事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令、告示に適合することはもとより、次のことを基本方針とします。

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助、機能訓練を行なうと共に、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (2) 利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の自己決定を尊重し選択利用に必要な情報を適切に提供し、意向に沿ったサービスの提供に努めます。
- (3) 正当な理由なくサービスの提供を拒まずまた、サービス提供にあたっては地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者（以下「居宅介護支援事業所等」という。）、福祉、保健、医療や公私のサービスと連携し効果的なサービス提供に努めます。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりです。

- (1) 名 称 デイサービスセンター清鈴園
- (2) 所在地 広島県廿日市市原10362番地の2

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理にあたります。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者等の相談に応じると共に次の業務に従事します。

- ①利用受付に係る業務
- ②居宅介護支援事業所等他機関との連絡調整
- ③事業所内のサービスの調整
- ④サービス計画の作成とその管理

- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態を把握し、健康管理、口腔機能向上、指導に従事すると共に健康状態の急変等に対応します。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、サービス計画に基づく介護に従事します。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の日常生活動作能力等の機能の減退を防止するために必要な訓練等に従事します。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の栄養状態を把握し栄養管理、指導に従事します。
- (7) 送迎運転手 2名以上
送迎運転手は、利用者の自宅から事業所までの送迎の運転に従事します。

(営業日及び営業時間、サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。
(但し、12月29日から1月3日までは除く)。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
サービス提供時間は午前9時30分～午後3時45分までとします。
尚、台風・積雪等により営業を中止にしたり、営業時間を変更することがあります。

(利用定員)

第6条 利用定員は18名(地域密着型通所介護・1号通所事業含む)とします。

(サービスの内容)

第7条 各利用者のサービス計画に基づき次のサービスを行ないます。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活相談
- (6) 機能訓練(日常生活動作訓練、生活行為向上支援含む)
- (7) レクリエーション
- (8) その他必要な介護及び相談・助言

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定通所介護の利用料の額は、介護報酬告示の額とします。
1号通所介護の利用料は、廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年告示第74号）に定める額とします。
- 3 次に該当する場合はその費用は介護保険給付外料金として利用者の負担となります。
- ① 食費 620円
 - ② その他の原材料費などは実費
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者などに対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をしていただきます。
なお、止むを得ない事情などにより、当該内容及び費用の変更がある場合にも同意を得るものとします。

（利用料の減免）

第9条 住民税世帯非課税のうち特に生計困難である者で、市町村から確認証の交付を受け当事業所に減免を願い出た場合は、その内容に基づき利用料の減免を行いません。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は廿日市市（旧佐伯町、旧宮島町、旧吉和村を除く）とします。

（サービス利用にあたっての留意事項及び安全、衛生の確保）

第11条 サービス提供にあたっては、利用者の安全、衛生を確保するために次のことを行います。

- (1) サービス提供開始にあたって従事者が予め承知しておくべき心身の状態、主治医からの注意事項、日常生活上利用者などが注意していることなど遺漏なく把握させて頂きます。
- (2) 利用日ごとに利用者の健康状態の把握を適切に行いません。
- (3) 感染性の疾患に罹患している恐れのある場合には利用を中止してもらうなど、感染防止に努めます。
- (4) 家族や主治医との連携を密にすると共に、主治医から必要な指示、指導などの協力を得ます。
- (5) 施設環境の整理整頓、介護用品の衛生確保、食中毒の防止を図ります。

（感染対策の強化）

第12条 施設は、感染症が発生・又はまん延しないように必要な措置を講ずる為の体制を整備し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の指針を定め、入所者の安全確保を図ります。

- (1) 感染対策委員会は、毎月定期的に実施予定とする。また、感染症発生時には必要

に応じて随時開催する。

- (2) 感染予防に関する決定事項や具体的対策は速やかに各部署に周知徹底を行う。
- (3) 感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直す。
- (4) 感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年 2 回以上の訓練又は文書での感染対策自己チェックを実施する。内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。訓練内容の詳細（開催日時、実施方法、内容等）は、訓練 1 か月前に、全職員に周知する。

(業務改善に向けた取り組みの強化)

第 13 条 本施設は、自然災害、感染症の流行、火災、停電、システム障害などのリスクを評価し、対策を講じます。

- (1) 緊急事態発生時の対応手順を詳細に定めた業務継続計画を策定し、情報伝達方法、避難経路、代替業務体制、医療・介護体制の維持方法などを含める。
- (2) 定期的にリスク評価を実施し、各リスクの影響度を評価し必要な対策を講じ、BCPを更新する。
- (3) BCP および緊急時対応手順を全従事者に周知するための手順を定め必要に応じて、従事者向けの説明会や勉強会を開催する。

(非常災害対策)

第 14 条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 消化、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(認知症介護基礎研修の義務付け)

第 15 条 施設は、介護に直接関わる従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を入職 1 年以内に受講させます。

(身体的拘束等について)

第 16 条 施設は、入所者の生命または身体が危険にさらされるなどの場合を除き入所者に対し身体の拘束はしません。ただし、止むを得ず身体を拘束する場合には、具体的な方法、拘束する時間帯等を文書で利用者等に説明させていただきます。また、その間の経過を観察し、記録すると共に拘束の解決方法を検討します。

(虐待防止に向けた体制等)

第17条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止委員会は、従事者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 研修は、年1回以上、虐待発生の防止に向けた研修を実施し、新規採用時にも実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、管理者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、従事者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時における対応)

第18条 利用者がサービス利用中に健康状態等の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医等に連絡すると共に、予め登録されている家族などに連絡し必要な措置を講じます。

- 2 前項の緊急事態の状況及びその際に採った措置については記録します。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

(苦情処理)

第19条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は提供したサービスに関し、廿日市市が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は廿日市市からの質問・照会に応じ調査に協力します。廿日市市から指導・助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行います。
- 3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、ここから指導・助言を受けた場合はこれに従って必要な改善を行います。

(地域との連携等)

第20条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの

質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括センターの職員又は市の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、概ね6ヶ月に1回以上開催する。

4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、次のような研修の機会を設けるなど従事者の質的向上に努めます。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

(3) その他の研修

2 従業者は、在職中及び退職後も業務上知り得た秘密は他に漏らしません。

3 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する必要重要事項は社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団理事会の承認を得て管理者が定めるものとします。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行します。

この規程は、2024年8月1日から施行します。

(指定地域密着型通所介護・総合事業 運営規定の統合・

従事者の職種、員数及び職務内の変更・総合事業サービス提供時間変更・

総合事業利用定員変更・第12条以降項番の変更感染対策の強化・

業務改善に向けた取り組みの強化・認知症介護基礎研修の義務付け

虐待防止に向けた体制等の一部変更)

この規程は、2021年11月1日から施行します。(営業日の変更・従事者員数の変更)